

「意見お待ちしています」

# 意見公募手続制度



①彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」(素案)

彦根市では、彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプラン」に沿って、各施策を推進しています。この計画は平成22年度で計画期間が終了します。

そこで、平成23年度以降の10年間の新たな男女共同参画計画の策定に向け、平成21年度から作業を進めていまして、平成21年12月に彦根市男女共同参画審議会へ計画の策定について諮問し、調査・審議が重ねられ、平成22年9月に審議会会長から市長へ答申されました。この答申を受け、彦根市では彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ(素案)」を作成しました。

この計画(素案)について、

市民の皆さんのご意見を募集します。

計画(素案)の公開場所 市市民交流課、情報公開コーナー、彦根市ホームページ、各出張所、男女共同参画センター「ウイズ」

提出期間 12月15日(水)～平成23年1月14日(金)

提出方法 市市民交流課に直接お持ちいただくか、郵送、ファクス、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先 市市民交流課(〒522-8501 元町4-2) ☎30-6113番、FAX22-13998番 Eメール: danjo@ma.city.hikone.shiga.jp

彦根市水道事業は、昭和35年に給水を開始し、今年で給水開始50年を迎えましたが、浄水場などの基幹施設は創設

当初のものが多く、また施設の耐震化などの災害対策により、大規模な施設更新を行わなくてはならない状況です。

そこで、平成17年度に中期経営計画(計画期間 平成17年度～平成22年度)を策定し、経営の健全化に取り組んでまいりました。

現計画の最終年度が平成22年度となることから、平成23年度以降の計画として、現在の財政状況や今後の施設更新等を加味した第2期中期経営計画(平成23年度～平成28年度)の策定を行っています。

この計画(素案)について、次の対象者に該当する人からのご意見を募集します。

- 対象者 ①給水契約をし、現に彦根市水道を使用している、水道料金の未納がない個人または法人 ②彦根市の承認を得て、または加入金を納付済みで、現に彦根市水道と接続している給水装置を所有している

個人または法人 ③ ①・②に該当する事業所・高等学校・大学に在勤・在学する人で、現に彦根市水道を使用している個人

計画(素案)の公開場所 市水道部業務課庶務係、情報公開コーナー(市役所1階)、彦根市ホームページ、支所、各出張所

提出期間 12月24日(金)～平成23年1月24日(月)

提出方法 市水道部業務課庶務係に直接お持ちいただくか、郵送、ファクス、Eメールで提出してください。

## 意見公募手続制度

### 結果のお知らせ

#### 彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例(素案)

意見の件数 0件  
問い合わせ先 市教育委員会文化財課 ☎26-5833、FAX26-5899



いただいたご意見などは、彦根市の考え方とともに整理したうえで、彦根市ホームページなどで公表します。なお、いただいたご意見に対して、個別に回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

054番、Eメール: suigyomu@ma.city.hikone.shiga.jp

# 寒さから水道管を守りましよう

## 防寒のしかた

保温材を蛇口のところまで巻いてください。毛布・布などを保温材として利用したときは、その上からビニールなどを巻いてください。

## 水道管が凍りついて水が出ないときは?

タオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりか

けて水を溶かしてください。※熱湯は絶対に使わないでください。水道管が破裂することがあります。

## 水道管が破裂したときは?

水道メーターボックス内のバルブを閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急手当をし、彦根市指

定給水装置工事事業者(以下 指定工事事業者)に修理を依頼してください。

▼屋内修理は、必ず指定工事事業者で行ってください。なお、修理にかかる費用は、お客様の負担になります。

▼年末年始は、各指定工事事業者が休みになります。給水装置の事故は、特にご注意

意ください。

◎水道の給水に関する工事は、法令の基準に適合することを確保するため、水道法や彦根市の条例の規定により、指定工事事業者が施工することが定められています。なお、指定工事事業者名は、彦根市ホームページ(水道部工務課)に掲載しています。

## 彦根市上下水道料金お客様サービスセンターの紹介

- 彦根市上下水道料金お客様サービスセンター
- ①水道使用の開始・休止(開栓・閉栓)・名義変更のお申し込み
- ②水道料金・下水道使用料のお支払い
- ③検針に関するお問い合わせ など
- 窓口開設時間 月～金曜日は午前8時30分～午後7時、土・日曜日、祝日は午前9時～午後5時

## 水道部からのお願い

### 積雪時の検針にご協力を

積雪時は、メーターボックスの上の雪を取り除いてください。メーターボックスの上には、物を絶対に置かないようにしていただき、検針にご協力をお願いします。

◎水道を使用する人は、市条例の規定により、善良な管理をしていただくことになっています。

### 給水工事について

家屋などの新築、改築に伴って、水道給水装置工事(新設・増設・改造)をするときや、建築工事などによる臨時の給水をするときは、必ず着工前に、指定工事事業者を通じて市水道部への給水申し込みをしてください。

### 開栓・閉栓の手続きについて

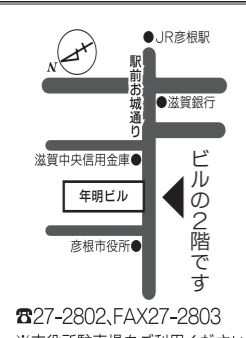
転居などにより、水道の開栓・閉栓をされるときは、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター(㈱エコシティサービス、※連絡先は下の案内図に記載)へ連絡してください。なお、3日前までに手続きをお願いします。

### 水道料金のお支払いについて

水道事業は、水道を使用されるお客様からお支払いいただく水道料金によって成り立っています。お支払いいただけないと、給水をお断りしますので、必ず期限内にお支払いください。

期限内にお支払いがない場合、料金とは別に手数料が加算されます。なお、督促を放置されますと、簡易裁判所への支払督促の申立を行います。

平成22年10月までの給水停止実施および裁判所への申し立て件数	
給水停止実施件数(平成22年度分)	199件
支払督促申立実績件数(累計)	125件
差押申立実績件数(累計)	22件



☎27-2802, FAX27-2803 ※市役所駐車場をご利用ください